

令和8年度 修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務委託先募集要領

1 委託業務

令和8年度 修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務

2 事業の趣旨

本業務は東山地域において、修学旅行シーズンに、交通の円滑化及び修学旅行生の安心・安全の確保を目的に、京都観光推進協議会（以下、「当協議会」という。）が実施する修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務を委託するものである。

3 委託業務内容

別紙「令和8年度修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
また、公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 団体又はその代表者が当協議会暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。
- (4) 一般社団法人全国警備業協会に加盟していること。
- (5) 過去3年間に警備業法上の処分を受けていないこと。
- (6) 過去3年間に1万人以上の大規模イベントにおいて類似業務実績があること。

5 募集期間

令和8年3月25日（水）午後4時～令和8年4月8日（水）午後5時

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限
16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 契約期間
契約の日の翌日から令和8年12月31日まで

(4) 委託費の支払条件

業務完了後、受託者の請求に基づき一括で支払う。

(5) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ当協議会の承認を得ること。

7 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、別添応募申請書及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る1之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階
京都観光推進協議会（京都市産業観光局観光 MICE 推進室内）

（担当：吉田、樋口）

TEL (075) 746-2255 FAX (075) 213-2022

メール：kyoto_tourism_council@yahoo.co.jp

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 応募申請書（別添様式1） 1部

(イ) 類似業務実績一覧（様式2） 1部

※過去3年間に1万人以上の大規模イベントにおいて類似業務実績があることが分かる資料（任意様式。警備業務名、イベントの規模、実施期間、警備員の従事人数等詳細を記載すること。）

(ウ) 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

(エ) 企画提案書（任意様式） 6部

- ・ 企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。
- ・ ただし、A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。

イ 提出期限

- ・ 持参の場合は、令和8年4月8日（水）午後5時（必着）
なお、各日午前9時から午後5時までとする（ただし、正午から午後1時、閉庁日は除く）。
- ・ 郵送の場合は、令和8年4月8日（水）（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）提出先」へ持参又は郵送すること。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4 応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問方法

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又は F A X、電子メールにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。

なお、F A X、電子メールの場合は必ず電話で着信確認を行うこと。また、質疑書には連絡先等を記載すること。

ウ 提出先

上記「7（1）提出先」まで

エ 提出期間

公開日から令和8年4月1日（水）までの午前9時から午後5時までとする。質疑に対する回答は、すみやかに募集ページと同ページで公開することによって行う。

（4）注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、当協議会から通知する。

（ア） 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

（イ） 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

（ウ） 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

（ア） 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（イ） 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

（ウ） 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

（エ） 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

（オ） すべての提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

（1）審査方法

応募者から提出された企画提案書及び概算見積書について、「令和8年度修学旅行シーズンにおける五条坂交通誘導業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、協議会（委員長、委員、事務局長の計3名）が採点し、その平均点が最も高かった者を受託候補者として選定する。選定は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、応募者が1者であった場合については、採点結果が一定点数以上（合計点が6割以上）の場合に受託候補者として決定する。提出書類に基づき、選定委員会において選定する。

（2）決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、当協議会が業務受託候補者を決定する。

（3）通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

（4）契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議の

うえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

また、提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の6割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

9 スケジュール（予定）

令和8年3月25日（水）	午後 4時	公募開始
令和8年4月 1日（水）	午後 5時	質問締切
令和8年4月 8日（水）	午後 5時	企画提案書等の提出期限
4月 9日（木）	以降	選定委員会における審査、業務委託候補者の決定
令和8年4月中旬		契約締結

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に当協議会と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて当協議会に帰属するものとする。
- (3) 契約締結後、台風・地震等の自然災害の発生等の不可抗力事由により、当該業務の中止、または、当該業務の規模を縮小する可能性がある。中止の場合、当協議会と受託業者の協議のうえ、中止を判断した時期までに要した費用を精算する。また、規模縮小の場合も、その内容に応じて協議のうえ費用を精算する。